

平成 24 年 7 月 26 日
平成 26 年 12 月 25 日一部改正

^{よんかい}
四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会規約

(名称)

第 1 条 本研究会は、四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会（以下「本研究会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 本研究会は、四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款の社会的認識の向上に努め、公正な建築設計・監理等業務委託契約の履行に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本研究会は、次の事業を行う。

- 一 四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款の改善及び調査研究
- 二 四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款の周知・普及
- 三 建築設計・監理等業務委託契約に関する情報の収集
- 四 その他本研究会の目的達成に必要な事業

(構成)

第 4 条 本研究会は、(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(公社)日本建築家協会、及び(一社)日本建設業連合会（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

(運営委員会)

第 5 条 本研究会の円滑な運営を図るため運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、運営委員及び法律顧問で構成する。
- 3 運営委員会は、必要に応じて開催する。
- 4 運営委員会は、次の事項を審議する。
 - 一 事業計画及び運営・活動経費について
 - 二 その他本研究会の運営に関する事項
- 5 運営委員会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは運営委員長が決するところによる。ただし四会連合協定建築設計・監理等業務委

託契約約款の個々の条文の改訂に係る議事については原則として全ての委員の一致による。

(運営委員会委員及び法律顧問)

第6条 運営委員会委員は、構成団体である各会の会長若しくはその会長が指名した者とし、各会2名以内とする。

2 運営委員会委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 運営委員会の議を経て、運営委員会委員長が期間を定めて法律顧問を委嘱する。

(運営委員会委員長及び法律顧問の職務等)

第7条 運営委員会において運営委員会委員の互選により運営委員会委員長1名を選任する。

2 運営委員会委員長は、本研究会を代表し、業務を総理する。

3 法律顧問は、本研究会の事業について、法律の観点から指導、助言を行う。

4 運営委員会委員長が必要と認めたときは、運営委員会の議を経て、事業実施に必要なワーキンググループを設けることができる。

(事業年度)

第8条 本研究会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第9条 本研究会の運営及び活動に係る経費は、構成団体である各会が負担する。

(事務局)

第10条 本研究会の事務局は、(一社)日本建築士事務所協会連合会内に置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるものの他、本研究会の運営に関し必要な事項は、運営委員会でこれを定める。